浦添運動公園再整備計画検討委員会開催要綱

制定　令和７年７月30日

（目的）

第１条　この要綱は、浦添運動公園のスポーツを通じた観光交流拠点の形成に向けた再整備を進めるにあたり、有識者へ意見または助言を求めるため、浦添運動公園再整備計画検討委員会（以下「委員会」という。）を開催することに関し必要な事項を定めるものとする。

（意見を求める事項）

第２条　委員会において意見又は助言を求める事項は、次のとおりとする。

(1)　再整備に関する事項

(2)　運営管理に関する事項

(3) その他市長が意見または助言を求める必要があると認める事項

（参加者）

第３条　市長は、次に掲げる者のうちから、委員会への参加を求めるものとする。

(1) 学識経験者

(2) その他市長が必要と認める者

２　前項の場合において、市長は、原則として、同一の者に継続して委員会への参加を求めるものとする。

（会議）

第４条　委員会の開催は、都市建設部参事が通知する。

２　委員会の参加者は、その互選により委員会を進行する座長を定めるものとする。

３　市長は、必要があると認めるときは、委員会に関係者の出席を求め、その意見若しくは説明を聴き、又は資料の提出を求めることができる。

（開催期間）

第５条　委員会の開催期間は、意見又は助言を求める事項が終了するまでとする。

（会議録）

第６条　委員会は、次に掲げる事項を記録した会議録を作成しなければならない。

(1)　委員会の開催日時及び開催場所

(2)　委員会の参加者及び関係者の氏名

(3)　意見または助言の内容

（庶務）

第７条　委員会の庶務は、都市建設部美らまち推進課運動公園整備室において処理する。

（守秘義務）

第８条　委員会の参加者は、その職務上知り得た秘密を漏らしてはならない。その職を退いた後も、また同様とする。

（雑則）

第９条　この要綱に定めるもののほか、委員会に関し必要な事項は、別に定める。

附　則

（施行期日）

この要綱は、令和７年７月30日から施行する。